

ファミリー・サポート・センター 会員を募集

☎ファミリー・サポート・センター☎(528)6873

ファミリー・サポート・センターは、仕事や家庭の都合などで子育てを手伝ってほしい方(依頼会員)と、子育てのお手伝いができる方(援助会員)、その両方の方が会員となり、子育てについて助けあう会員組織です。

依頼会員になるには

対象は小学6年生以下の子ども
の保護者で、子育てを手伝ってほしい方(妊娠中の方も入会できます)。子ども未来センター1階で入会を受け付けています(月曜～土曜日、午前9時～午後5時)。登録には、保護者の顔写真(縦3センチメートル×横3センチメートル)と本人確認書類(運転免許証等)が必要です。出張入会受付や郵送入会も行っています。くわしくは市

援助会員(有償ボランティア)になるには

対象は子育てのお手伝いができる20歳以上70歳未満の方。事前に申し込みの上、左表の事業説明会と援助会員養成講習会に参加してください。全日程への参加が必要です。講習会を欠席した場合は、次回(令和4年6月開講予定)の受講も可(定各15人(申込順)保各5人程度(3歳～小学生))

●事業説明会(会場は子ども未来センター)

日 時	内 容
12月8日(水) 午前10時30分～正午	センターの仕組みや活動の様子などを説明

●援助会員養成講習会(会場は子ども未来センター)

日 時	内 容
令和4年1月18日(火)・19日(水)・27日(木)・28日(金)	①子どもとの関わり方で大切なこと ②養育家庭について ③子どもの栄養と食事 ④発達の気になる子どもの受け入れと対応 ⑤子どもの遊びと遊ばせ方 ⑥立川市の子育て支援を見てみよう ⑦子どもの発達と病気 ⑧乳幼児・子どもの救急救命法 ⑨児童虐待について ⑩子どもの安全と応急手当て
いずれも午前10時～午後3時30分(19日は午前9時30分から。28日は午後4時30分まで)	

すでに受講した援助会員も、フォローアップ研修として上記の希望科目を再度申し込みます。

マイナンバーカードを申請した方へ臨時交付窓口を開設

個人番号カード(マイナンバーカード)の臨時交付窓口を開設しています(事前申込制)。電子証明書の更新手続きも行えます。11月～12月の日程は次のとおりです。くわしくは市ホームページをご覧ください。

▼対象Ⅱマイナンバーカードを申請し、交付通知書をお持ちの方
▼日時Ⅱ11月23日(火・祝)、12月4日(土)・12日(日)・18日(土)、午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
▼場所Ⅱ市民課(市役所1階14番窓口)〔市役所西側からお入りください〕
▼持ち物Ⅱ交付通知書、本人確認書類ほか
▼申込方法Ⅱ個人番号カード窓口予約システム(左2次元コードからアクセス可)からお申し込みください
▼マイナポイントⅡマイナンバーカードが必要なマイナポイントの申し込みは12月末が期限です。対象は、4月末までにマイナンバーカードを申請した方です。マイナポイントの申し込みを予定している方は、お早めにマイナンバーカードを受け取ってください。



☎市民課窓口係・内線1375

きつと見つかる!あなたに合った学校へ定時制・通信制等合同学校相談会

市は不登校や引きこもり等、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の自立を支援しています。進路選択に悩んでいる中学生や進路変更を検討している高校生などのニーズにあった学校が見つかるよう、合同学校相談会を開催します。多摩地域の私立通信制高校や都立の定時制高校など、特色ある15校の相談ブースを設けます。直接会場へ(入退場自由)。
時11月21日(日)午前10時～午後4時(場)都立砂川高等学校(泉町935-4)
☎子ども育成課青少年係・内線1305

水道料金・下水道使用料の支払いを猶予します

都水道局は、水道料金・下水道使用料の支払いが一時的に困難な方の支払いを猶予しています。
●受付期間 令和4年3月31日(木)まで
●支払いを猶予する期間 申し出があった日から最長で1年間
申都水道局多摩お客さまセンター ☎0570(091)101、ナビダイヤルを利用できない場合 ☎(548)5110(いずれも日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後8時)へ

JR立川駅周辺でアンケート調査を実施します

JR立川駅周辺の交通案内板等について、駅周辺利用者に対し、11月14日(日)・15日(月)にアンケート調査を実施します。市の腕章をつけた調査員が駅周辺でアンケート用紙を配布します。ので、ご協力をお願いします。
☎交通対策課交通企画係・内線2279

中小事業者事業継続支援金の申請を受け付けています

市内の中小事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響で着手した感染症対策や売上確保の取り組み等に対し、要した経費と同額(上限20万円)を支援金として支給します。申請方法等くわしくは、市ホームページをご覧ください。



■主な要件

▶中小事業者である▶申請日時時点で、市内で継続して1年以上事業を営み、事業を継続する意向がある個人(市内に事業所があるもの)または法人(市内に本店登記と事業所があるもの)▶市税を滞納していない、など

■支給額

1事業者当たりの上限支給額は20万円(経費の総額が3万円に満たない場合は対象外)

■受付期間

令和4年2月28日(月)(消印有効)まで

☎産業観光課商工振興係(中小事業者事業継続支援金担当)内線2635

コンプライアンスの推進に取り組んでいます

市は、平成15年に発覚した不正入札事件等への反省からコンプライアンス(法令遵守)に関するさまざまな取り組みを進めています。平成16年度には「立川市職員倫理条例・規則」を制定し、市職員と利害関係者との禁止行為などを定めています。

●禁止行為の例 ▶事業者等から金銭や物品、不動産の贈与を受けること▶事業者等の利害関係者と一緒に飲食をすること▶事業者等の利害関係者と一緒に旅行やゴルフ等をする

このほかの禁止行為など、くわしくは、市ホームページをご覧ください。

●11月はコンプライアンス・業務点検月間 11月1日～30日は、市長の訓示や研修等を通じて、職員のコンプライアンス意識の醸成や事務ミスの未然防止等の取り組みを実施します。

●市民の皆さんへ コンプライアンス推進の観点から、市民の皆さんからの行政サービスに対するお礼(お菓子など)は遠慮させていただきます。

☎人事課・内線2573

